

駐車監視員活動ガイドライン

活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

最近の改定: 令和3年4月1日

重点路線

◎重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道(佐倉市王子台5-4-1交差点付近から西志津2-8先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市ユーカリが丘4-8先ユーカリが丘駅北口ロータリー付近から同ユーカリが丘2丁目交番前交差点付近の間)	9:00~0:00
市道(志津駅南側交差点付近から中志津3-16-14先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市ユーカリが丘駅南口ロータリー付近から中志津7-17-9先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市西志津1-7-5先交差点付近から西志津8-16先交差点付近までの間)	9:00~0:00
県道(佐倉市上志津1637-1先付近から上志津1597-1先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市井野1440先交差点付近から井野1376先志津中学校前付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津2-16-8先交差点付近から中志津7-22-8先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市上志津1768先上志津入口交差点付近から上志津964-1先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市上座568先志津中学校入口交差点付近から井野1358先志津中学付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市上志津1822先交差点付近から井野908先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津1-28-4先交差点付近から中志津1-27-10先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市中志津1-25-12先交差点付近から中志津1-25-1先交差点付近までの間)	9:00~0:00
市道(佐倉市稲荷台3-10先交差点付近から王子台6-10-9先交差点付近までの間)	9:00~0:00

重点地域

◎最重点地域

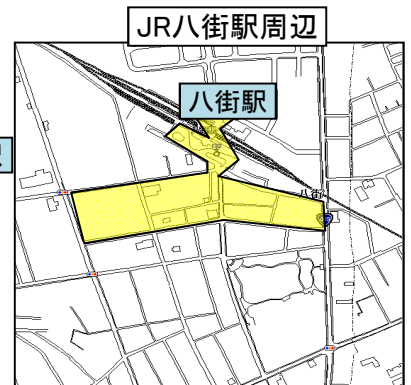
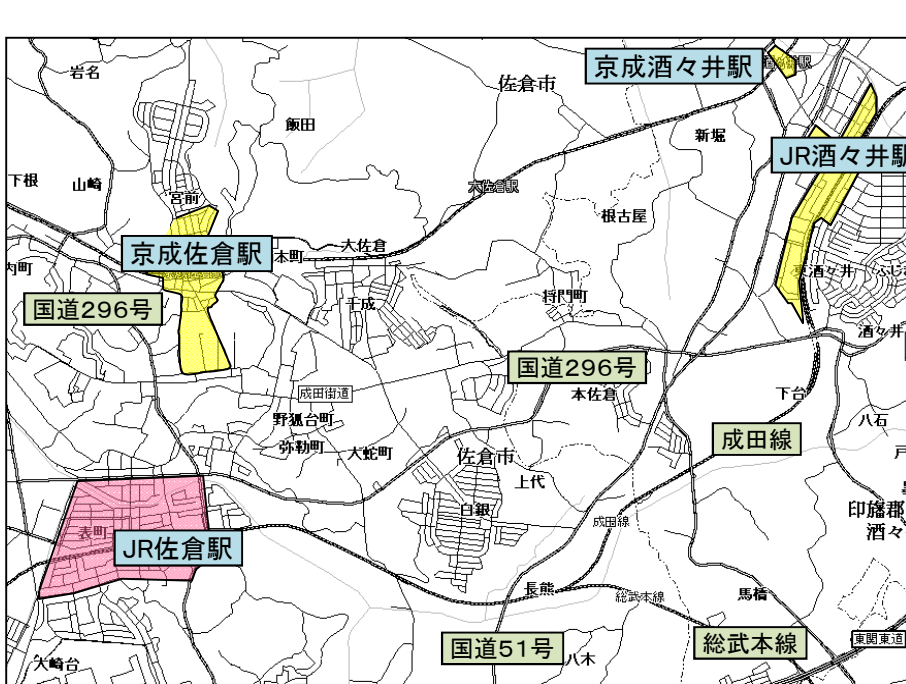
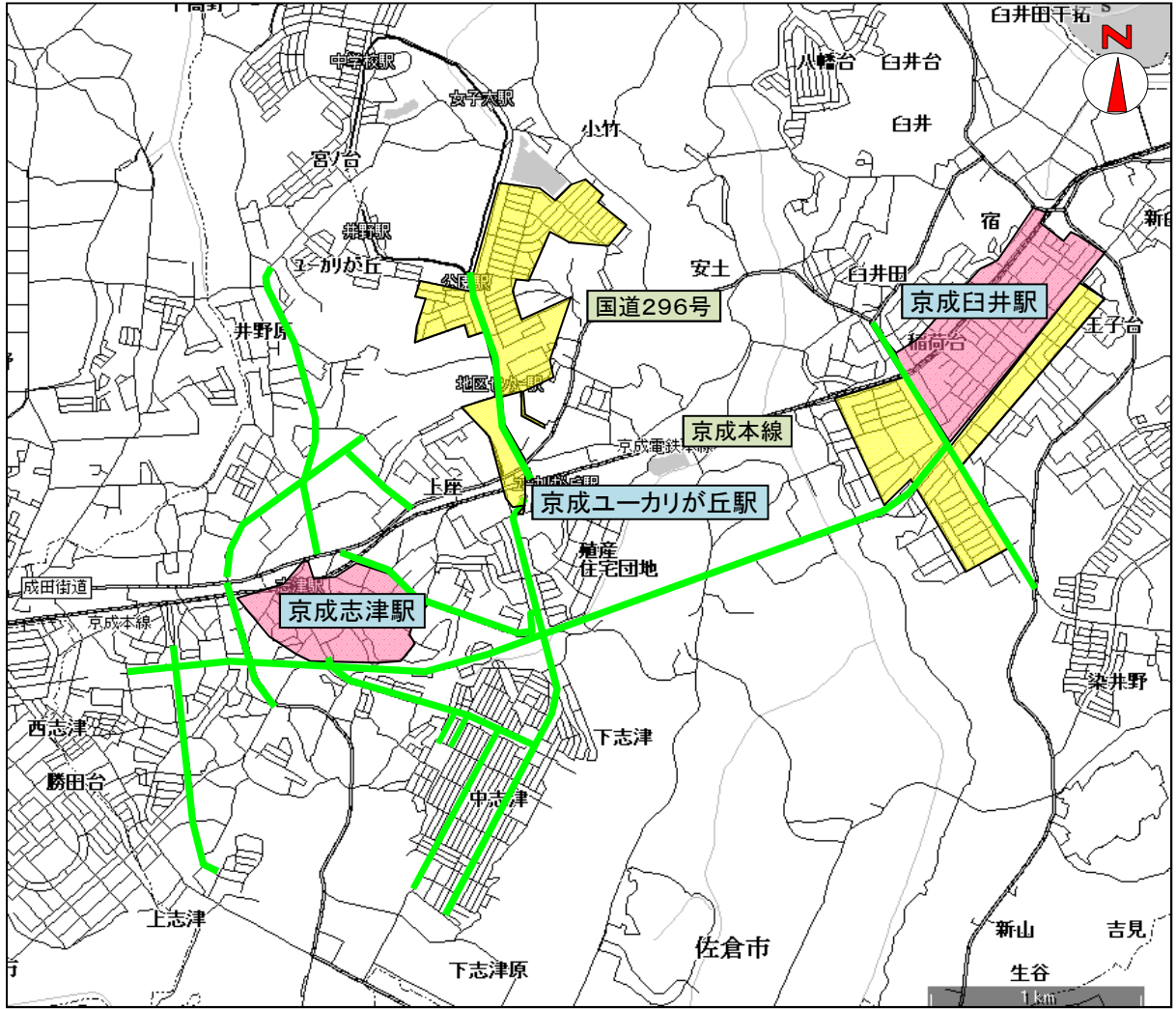
地域	重点時間帯
JR佐倉駅周辺	9:00~0:00
京成臼井駅周辺	9:00~0:00
京成志津駅周辺	9:00~0:00

◎重点地域

地域	重点時間帯
京成臼井駅周辺	9:00~0:00
京成ユーカリが丘駅周辺	9:00~0:00
京成佐倉駅北口及び南口周辺	9:00~0:00
京成及びJR酒々井駅周辺	9:00~0:00
JR八街駅周辺	9:00~0:00

千葉県佐倉警察署

佐倉警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



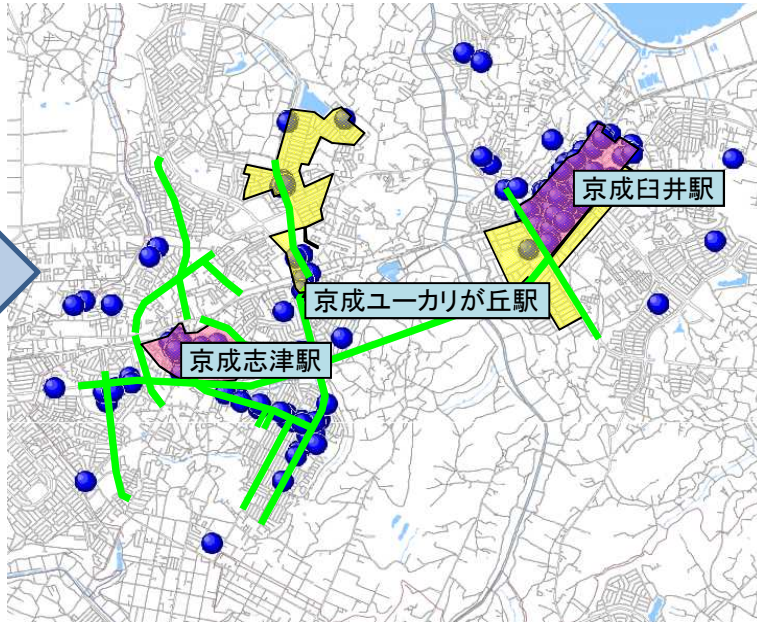
凡例 重点路線 ——

最重点地域
重点地域

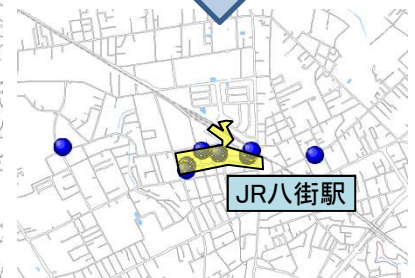
佐倉警察署 放置車両確認標章取付け状況



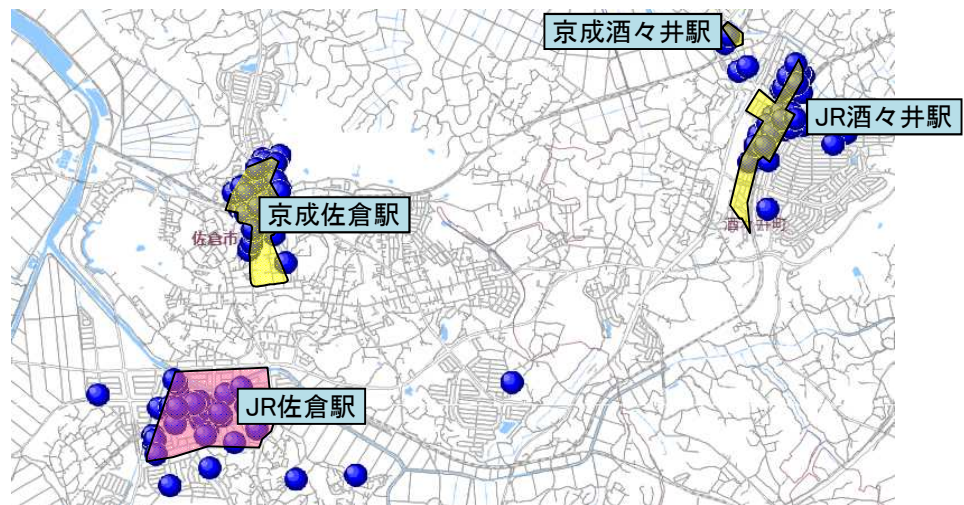
志津駅等周辺図



八街駅周辺図



佐倉駅及び酒々井駅
周辺図



凡例	～	重点路線	...	
		最重点地域	...	
		重点地域	...	
		標章取付場所 (令和3年中)	...	

注意：この図に示されている地点は、駐車監視員及び警察官が、放置車両の確認を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。